

日南市企業間コミュニティ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の長期化により「人との出会い」が減少する中、新たな繋がりをつくる取組みとして、市内事業所等で働く若者たちの交流の場の創出を目的とした取組みを行う事業者及び団体（以下「事業者等」という。）に対し、予算の定めるところにより日南市企業間コミュニティ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、この交付について、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 概ね18歳以上40歳未満の男女のことをいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む中小企業等及び個人事業者のうち、法人事業者にあっては市内に本社又は事業所を有すること、個人事業者にあっては市内に住所及び事業所を有する者をいう。
- (3) 団体 法人化されていない任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことのできるものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第1条に規定する事業者等であること。
- (2) 日南暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者の利益となると認められる事業を行っていないこと。
- (3) 市税を滞納していない構成員で組織する団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、原則として市内に居住し市内事業所等で働く若者が10名以上参加し、市内で実施する交流事業であること。ただし、参加人数は事業内容によってはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、宗教活動又は政治活動を助長する目的の事業については、補助対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、日南市企業間コミュニティ支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、日南市企業間コミュニティ支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、当該補助事業者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに日南市企業間コミュニティ支援事業補助金事業実績報告書(別記様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第6号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 支払領収書の写し又は支払いを証明できる書類の写し
- (4) イベント等の参加者名簿
- (5) 事業実績の全体像が把握できる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(状況報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の

報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、第9条の規定による報告を受けた場合、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日南市企業間コミュニティ支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条に規定する補助金の確定通知を受けた補助事業者が補助金の請求をするときは、日南市地企業間コミュニティ支援事業補助金請求書（別記様式第8号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、確定した補助金額を交付する。

(補助金の前渡等)

第12条 市長は、補助事業の完了前に補助金の前渡をすることを適当と認めるときは、当該事業にかかる額が確定する前に概算により補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の前渡を受けようとする者は、補助金の交付決定後に、日南市企業間コミュニティ支援事業補助金前渡交付請求書（別記様式第9号）に、当該請求に係る明細書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金を前渡することを決定したときは、日南市企業間コミュニティ支援事業補助金前渡交付決定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を前渡するものとする。

4 補助金の前渡を受けた者は、第10条に規定する補助金の額の確定通知書受領後、速やかに日南市企業間コミュニティ支援事業補助金精算書（別記様式第11号）を市長に提出し、補助金の精算をしなければならない。

(補助金等交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途に使用しその他補助事業等に関して、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により、補助事業者に通知し、当該補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがで

きる。

2 前項の規定は、第 10 条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関しすでに補助金等が交付されているときは、補助金返還命令書（別記様式第 13 号）により、期限を定めて当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 28 日から施行する。

別表（第5条関係）

| 項 目 | 補 助 対 象 経 費 | 補 助 額 |
|---|--------------------------------------|---|
| 報償費 | 出演者等に対する謝金、記念品等 | 補助率の10分の10 以内の額 (1団体につき、同 一年度上限30万円) |
| 消耗品費 | 単価1万円以下で、事業の実施に必要な消耗品に係る経費 | |
| 食糧費 | 参加者の飲食に係る経費 ただし、1人当たり4,000円以内とする。 | |
| 印刷製本費 | ポスター、チラシ等の印刷費 | |
| 通信運搬費 | 切手代、宅配便等に係る経費 | |
| 保険料 | 損害保険等に係る経費 | |
| 広告・デザイン料 | 広告や新聞折り込み等のデザインに係る経費 | |
| 委託料 | 会場設営、音響、警備等の委託に係る経費 | |
| 使用料及び賃借料 | 会場、機材等の使用及び賃借に係る経費 | |
| その他 | 上記以外の経費で市長が必要と認めるもの | |
| <p>(備考)</p> <p>次に掲げるものは、補助対象経費から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人個店の資産形成に係る経費 ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費 ・事業終了後も継続的に使用することを目的とした物品等の購入費 ・補助事業の実施期間外に要した経費 ・事業者等の管理運営に係る経費 | | |